

## 物品管理細則

第1条 会長は、近畿大学校友会の所有に属する物品管理責任者を定めねばならない。物品管理責任者（責任者という）の任期は2年とする。

第2条 物品（消耗品を除く）を購入する時は、事務局に於てその計画をたて、会長・副会長・幹事長の過半数をこえるものの承認を必要とする。

第3条 責任者は、細分類に基づいて物品を整理しなければならない。

第4条 財産となった物品が、次のうち1つでも該当する時は、財産より除き副産品として使用に供するかまたは廃棄処分とする。

- (1) 耐用年数を経過したもの。
- (2) 自然損傷により使用に耐えがなくなったもの。
- (3) 修理或いは補正が不能となったもの。

第5条 物品（消耗品を除く）を売却、焼却、棄却しようとする時は、会長・副会長・幹事長の過半数をこえるものの承認を必要とする。

第6条 責任者は、使用者に渡した物品について、その使用もしくは保管の方法に関し必要と認める指示を与え、その使用状況を監督しなければならない。

第7条 責任者は、物品整理簿を備え、その取扱いにかかる物品の受払いを記載し財産となる物品については、毎会計年度財産目録として会長に報告しなければならない。

第8条 責任者は、保管する物品を毎会計年度1回以上会計監査によって、検査を受けなければならない。

附 則

昭和44年5月28日から施行する。